

四條畷市 保育料（1号認定）保育料徴収基準表

（円）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	3歳児	4歳児以上
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税が非課税の世帯（所得割非課税世帯を含む。）	2,200	2,200
C1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間においては、前年度分）の市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上30,001円未満	7,000
C2		30,001円以上48,601円未満	9,200
C3		48,601円以上67,001円未満	10,800
C4		67,001円以上77,101円未満	12,000
C5		77,101円以上110,601円未満	12,800
C6		110,601円以上144,101円未満	13,600
C7		144,101円以上211,201円未満	15,300
C8		211,201円以上	19,200

※ 下記の世帯につきましては、これまで同様に軽減措置が適用されるとともに、平成28年度からは、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子以降については無償となっています。
 ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

- (1) 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児童(者)がいる世帯をいう。
 - 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯